

## 福島工業高等専門学校におけるコンプライアンス推進副責任者に関する規程

(平成27年4月1日)

(規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第121号。以下「機構規則」という。）に基づき、福島工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるコンプライアンス推進副責任者について必要な事項を定める。

(コンプライアンス推進副責任者)

第2条 機構規則第6条第3項に規定する本校のコンプライアンス推進副責任者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 副校長
- 二 専攻科長
- 三 各学科長
- 四 図書館長
- 五 各センター長
- 六 事務部長
- 七 その他コンプライアンス推進責任者が必要と認める者

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。